

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(法人)	(1) 危険物の規制に関する政令第 10 条第 9 号について、網入ガラスは飛散防止処置と認識しているが、遮光フィルムが貼り付けられない。飛散防止処置として、網入ガラス・飛散防止フィルム等の処置を行なうこととしたい。 (2) 危険物の規制に関する政令第 23 条について ① 管轄市町村長による特例が継続されるのは既存施設のみで、今後新設される施設については検討会で検討した特例基準に統一されるということか。既存と新設で差異があると不平等なので同等の特例を認めてほしい。 ② ただし、市町村長毎に判断基準が違うとわかりにくく、確認に時間を要する点は改善してほしい。 (3) リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 3 (2) イ (イ) 5 に規定されている特定防火設備の周囲の空地の 3m の必然性について、消防設備点検でも防火設備の定期報告でも 3m 空地の指定はないため、閉鎖の障害となる物品の放置の状況を確認するのみでよいのではないか。 集積場所や危険物を取り扱う設備の周囲にも 3m 空地を設けて特定防火設備の周りも設けると小型の建屋ではかなり収容効率が悪くなる。 (4) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 3 について	(1)について - 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (2)について ①及び②について、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (3)について - 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (4)について - 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無

	○充電率 60%以下の場合→ ・スプリンクラー必須（9m以下にヘッド） ・床から蓄電池の上端 1.8m以下 ○充電率 30%以下の場合→ ・遮へい板必須 ・蓄電池の上端 6m 以下 ・上端から天井まで 2m 以上 このような条件だと、あらかじめ充電率が確定していないと場所のスペックを満たすことが難しい上に、仮に事業開始後に充電率が上がる、もしくは新たに 30%を超えるものを扱うとなった際に移転せざるを得ない可能性あり 充電率が変わっても柔軟に対応しやすいように建屋スペック、貨物高さの要件を合わせられないか。 また、充電率 30%以下の場合、遮へい板 or スプリンクラーどちらかあればよい認識だが、遮へい板の場合は床から 6m まで蓄電池を置いてスプリンクラーの場合 1.8m までしか置けないとなると、収容効率を考えて、結局スプリンクラーと遮へい板どちらも設置しなければならなくなる。 充電率 30%以下の場合、スプリンクラー設置でも 6m まで置けるなどしてほしい。 (5) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 3 (7) について、建築物の見やすい箇所に表示することとあるが、屋内貯蔵所の場合、集積場所付近なのか建物もしくは階層の入口なのかわかりにくい。 一般的な危険物屋内貯蔵所の標識はステンレス製看板を入口に掲示しているがそういったイメージか。場所と表示すべき内容、素材等の指定があれば明確にしてほしい。 (6) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 4 (2) ウ（ウ）について、遮へい板の厚さが定義されていない。要求値（厚さ等）を明確にして頂きたい。（鋼板何mm厚等）	見として承ります。 (5)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (6)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
--	---	--	--

		(7) 「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について（消防危第 351 号）」第 2 4 (2) ウ（ウ）について、倉庫内に遮へい板を設置する場合、大掛かりな工事が必要となり可変式にする事が困難。 ネスラック等の側面に遮へい板を取り付ける事により代用したい。 もしくは建築材（耐火塗料、耐火被覆等）で代用出来ないか。 遮へい板に相当する鋼板製の容器とし、容器から 50cm 離れた内部に蓄電池を入れることで代用出来ないか。 (8) 「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」5. 2 章について、総含有量/液だれ量（余剰の電解液）なのか消防により見解が異なり、地域により対応コストに差が出てしまう。可能であれば液だれ量（余剰の電解液）で統一化して頂きたい。 (9) 「リチウムイオン電池の貯蔵及び取り扱いに係る運用について（消防危第 200 号）」別紙 1（耐火性収納箱等の基準について）、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について（消防危第 273 号）」別表 1（簡易的な燃焼器具等で行う遮炎性能試験方法）について、耐火性を有する箱、布の条件について、収納箱は燃焼試験のほかに 15 度傾け試験、JIS Z 0200 片支持落下試験を求められている一方、布の条件は、燃焼試験のみとなっている。リチウム電池自体が 3m 落下試験に合格している場合、耐火性を有する箱も、燃焼試験のみで良いのではないか。条件を緩和、統一頂けないか。	(7)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (8)について ・ 本改正に関する内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 (9)について ・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
2	(個人)	今回の改正内容についてではありませんが、危険物には製造所・貯蔵所・取扱所と分類があり、製造所には製造設備・貯蔵設備・混合するためのミキサーラインブレンダー等があり、SAF・ETBE をブレンドしたり取り扱いを行う施設なので、すべてを含むことを明記してほしい。	・ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無
3	(個人)	航空機に給油する際に、エンジンを停止しなくていい場合があるというのは、どんな条件の時などを想定しているのか、ご説明	・ 地上での給油を想定しており、「令和 6 年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」（令和 7	無

		お願いします。空中給油の事でしょうか？	年３月、危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会）を踏まえ、航空機の種類及び型式ごとに作業手順の安全性が検証された航空機以外には給油しないことなどの安全対策を講じる場合を想定しています。	
4	(個人)	危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第 29 条 関係】について 電池メーカーで製造された LIB セルの製品出荷および工程不良で発生する LIB セルの廃棄時の引渡し荷姿として「樹脂箱」が使用されているケースが存在する。樹脂箱内には LIB セルが数 10 個収納されており、積載効率面から樹脂箱をパレット上に段積み(複数段)したうえで輸送が行われている。樹脂箱は耐火性能を有しているとは言い難く、また、パレット上に段積みしているがゆえに下段の樹脂箱には水が浸透するような状態にはない。今回の法改正においては、このような荷姿での車両への積載は「不適」とみなす認識で相違ないか？	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）第 29 条第 1 号ロに規定する「危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合」については、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」（令和 6 年 3 月、リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会）の結論を踏まえ、省令案第 43 条の 3 等において、①水が浸透する素材で包装し、又はこん包する方法、②鋼製の箱に収納し、及び固定する方法、③一定の耐火性を有する箱に入れる方法等を規定しており、これを満たすものが認められます。	無
5	(個人)	危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第 29 条 関係】について 車載 LIB パックやモジュールは定格化されておらず仕様は各社各様。HV／PHV／BEV でサイズ感も様々であり、容器への収納を考えると多種類が必要。このような容器を発生元となる自動車解体事業者やリサイクラーは有していない。 OEM は補給部品用途に常用しているダンボール箱は有しているが、廃棄のために当該容器を使用することは経済性を損なうし、容器が 1Way 運用となると廃棄物量の増加につながる。通い運用とすると管理コストが発生してしまう。耐火布を使用する場合も上記同様であり、水が浸透しないため消火作業の面で問題が生じる。 上記に加えて、容器等へ収納された状態で引渡しを受けると、運送会社は損傷状態や絶縁有無の目視や発熱有無の触診確認をドライバーが実施できなくなり、万が一、発火等の事故が発生した場合の責任の所在が不明瞭となってしまう。 電解液は LIB セル内に含侵されているため漏れ溢れるような	4 の回答のとおりです。	無

		状態にはなく、車載 LIB パックやモジュールは一定の強度耐性に基づき設計されていると認識している。そのため、廃棄時の荷姿についてはパレットを使用し、荷崩れないように固定した状態で引渡しを行っているが問題となるような事象は発生していない。 以上のことから、車載 LIB パックおよびモジュールに限ってはパレット荷姿での引渡しを容認頂きたい。		
6	(法人)	「(1)リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し」の「危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備（令第 29 条関係）」について 車載用リチウムイオン蓄電池を運搬する場合の荷姿については、中古品や廃棄品の運搬実態に即した規定を追加すべきである。（29 条該当部分に中古品、廃棄品を追加） 意見の理由： 使用済自動車等に搭載された車載用リチウムイオン蓄電池は通常、解体事業者、整備事業者等によって車両から取り外し、中古品としての再利用施設や、廃棄品としてリサイクル施設に運搬される。 製造工程では新品のリチウムイオン蓄電池を大量に運搬することが想定され、汚れ等による製品価値の低下を防止するための梱包が必要と考えるが、中古品や廃棄品の場合、新品のように汚れ等による製品価値の低下を防止するための梱包が不要なため、消火時の水の浸透効果を高めるためには、むしろ電池パックやモジュールを容器等には収納せず、振動等による損傷を受けないよう、固定化する等の対策をした状態で運搬する方法が安全な運搬方法の一つであるとする。 従って、発生場所が生産工場等ではなく、全国の零細解体事業者等から分散して発生することから、1 回の運搬積載量も実態としては多くはない為、中古品や廃棄品は総務省令案の試験、研究用と同様の対応が実態に則し、且つ最も安全な運搬方法の一つと考える。	リチウムイオン蓄電池の中古品や廃棄品については、安全性の低いものも含まれると考えられることから、試験、研究のために用いられる少量のリチウムイオン蓄電池と同列に扱うことは適当ではないと考えています。	無
7	(個人)	令 29 条の改正について、運搬容器に収納せずに積載すること	4 及び 6 の回答のとおりです。	無

		ができるようにすることに賛成だが、事前評価書の内容は実態に即してさらに検討すべき。 特に、電池メーカーや自動車メーカーから排出される廃電池は廃棄に至る理由は様々であるが、電池メーカーや自動車メーカーが排出者として運搬時に圧壊、短絡が起こらず安全に責任を持つ前提で排出形態を運搬会社、リサイクル事業者文書で示すことを認めるべき。 現状でもメッシュパレットや樹脂ケースで火災の発生例は見られず、容器や金属箱を必要とするには過剰な規制となり得る。これは使用済廃電池についても、自動車や蓄電システム、小型電池の回収に責任を持つ広域認定事業者についても同様である。 ただし、排出責任が明確にならない排出形態や、電池メーカー等が明記できない場合は、金属容器を使うことを義務化して運搬業者やリサイクル業者の安全を担保すべき。 また、事前評価書の内容について、「試験、研究のために用いられる指定数量未満の危険物を用いる電池」は、「試験、研究、リサイクルのために、、」とすべきである。これは、リサイクルも試験、研究と同様に一過性、少量多品種の性格を有するためである。		
8	(個人)	車載用の廃棄 LIB はサイズが大きく、裸の状態（パレット上にモジュールやパックを置く）で運ばれる事が多い。荷はストレッチフィルム等でパレットに強固に固定されるので、転倒や飛散・漏洩のリスクは低いと考える。段ボールでの包装・梱包するのではなく、荷の固定を優先する指標にしていきたい。 また、金属容器や段ボールでの輸送も大きな LIB は専用容器を用意する必要があると梱包、開梱両者共に現状工数以上の労力がかかると推測される。専用の通い容器を作成するにしても各社各様のサイズ感となり、特注容器となると用意ができない会社もあると想定され業務が破綻する可能性がある。 よって今回の輸送時の梱包荷姿の策定はもう少し緩和が必要と感じる。	4の回答のとおりです。	無

○提出意見数：8件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(法人)	製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直しについて、弊社ではバインダー原料の有機溶剤を屋外タンクで貯蔵しており、防油堤及び油水分離槽を設けており、タンクから配管を経由して製造所内にある生産設備に投入しているが、今回の改正文にある「適当な傾斜及び貯留設備並びに油水分離装置を設けなくてよい場合として、危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合を定める」は、屋内の生産設備にも有効な囲い等を設けるべきということを言っているのか？	・ 屋内の生産設備に係る見直しではなく、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備に係る見直しになります。	無
2	(法人)	(1) 今回の改正は各種通知（令和4年4月27日付け消防危第96号、令和4年12月26日付け消防危第295号、令和5年7月7日付け消防危第214号、令和5年12月6日付け消防危第324号、令和6年7月2日付け消防危第200号、令和6年12月11日付け消防危第351号及び令和6年12月11日付け消防危第352号）の内容を危規則に落とし込んだものと認識して相違ないか。 また、各種通知内容からの変更があれば明示してほしい。 (2) 令和6年12月11日付け消防危第351号の第5「蓄電池のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に関する事項」では、条件を満たした場合は政令第10条第1項第3号の2の規定についても適用しない旨が記載されているが、新規則第16条の2の8第3項では、政令第10条第1項のうち、第1号、第2号及び第4項から第15項までの規定を適用しないと記載されており、第3号の2が除外された。	(1)について ・ 本改正案は、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」（令和6年3月、リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会。以下「報告書」という。）の結論を踏まえたものです。 (2)について ・ 危険物の規制に関する規則（改正案）第16条の2の8第4項において、危険物の規制に関する政令第10条第1項第3号の2の規定を適用しないこととしており、本改正案の基準に適合している場合には、既存の倉庫等（非危険物施設）の一部をリチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫として利用することなども可能になると考えます。	無

		第3号の2は「貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。」とされており、本規定が適用される場合、別紙5「3 効果の把握」に記載されている、既存の倉庫等（非危険物施設）の一部をリチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫として利用することができないと認識しているが如何か。 (3) 新告示第4条の2の3（蓄電池の基準）について、令和6年12月11日付け消防危第351号などの各種通知では対象となる蓄電池の基準として、複数の具体例が挙げられていた。 新告示ではそのうちの一部のJIS C 8715-2 およびJIS C 4441 のみが記載されているが、各種通知で案内されていた「電気用品の技術上の基準を定める省令」に適合したものなど他の基準を満たしたものも新告示の定める同等以上の安全性を有するものと認められるか。	(3)について 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める件（改正案）第4条の2の3に規定する「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」について、別途運用通知でお示しする予定です。	
3	(個人)	リチウムイオン蓄電池は、水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包すれば、容器に収納せずに貯蔵することができるようになるとのことだが、水が浸透しない素材（ビニール、プラスチックなど）で包装し、又は梱包したリチウムイオン蓄電池を、その上から水が浸透する素材で包装し、又は梱包した場合も、容器に収納せずに貯蔵することができるのか。 ビニール等で個包装された製品を段ボール等で梱包して保管するケースが多いと想定されるので、適用の有無を明確にしてほしい。	報告書の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則（改正案）第40条第1項第2号イでは、消火の観点から、水が浸透する素材で包装し、又はこん包することを求めている、消火に支障がないような方法により貯蔵していただきたいと考えています。	無
4	(法人)	リチウムイオン電池の取り扱い等に係る見直しを行うにあたり、特例が適応されるのが充電率60%以下の場合のみに制限されることがEV電池交換事業に大きな影響を与え、EV導入を難しくしていることに懸念を持っている。当社の電池交換ソリューションは国際基準の安全性を満たしているほか、電池の状態監視や異常時の封じ込めなど安全性を高めるための自主的な取り組みも行っており、こうした安全技術の活用に応じて上記の条件を緩和することをご検討いただきたい。	ご指摘の基準は、報告書の結論を踏まえたものとなっており、火災に対する安全性確保のために適切な基準であると考えています。	無
5	(個人)	反対。絶対に堅固に。	ご意見として承ります。	無

○提出意見数：５件

※１ 提出意見数は、提出意見者数としています。

※２ とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。